

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寝屋川市 介護保険に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和5年9月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)を認定するに当たり、住基情報、税情報、年金情報、介護サービス利用状況等をもとに、支給要件、支給額、保険料額、要介護(要支援)認定等について審査を行い、支給、賦課、徴収及び認定を行う。
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号【照会】別表第二の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)【提供】別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護室
②所属長の役職名	高齢介護室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部高齢介護室 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0372

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部高齢介護室	福祉部高齢介護室	事後	
平成28年11月29日	所属長	濱崎 辰夫	畑中 克仁	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部高齢介護室	福祉部高齢介護室	事後	
平成28年11月29日	対象人数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年1月31日	②法令上の根拠	照会:93、94(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)／提供:1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条)	照会:93、94(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)／提供:1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条)		
平成30年1月31日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年10月1日		
平成30年1月31日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年10月1日		
平成31年3月15日	「5評価実施機関における担当部署」の①部署		滞納債権整理回収室(追加)	事後	
平成31年3月15日	「5評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	畑中 克仁	高齢介護室長 滞納債権整理回収室長	事後	
平成31年3月15日	対象人数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月15日	取扱者数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月15日	②法令上の根拠	提供:93及び117	削除	事後	
平成31年3月15日	「IV リスク対策」		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0372	〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0372	事後	
令和2年7月3日	部署名	財務部滞納債権整理回収室	市民サービス部徴収・納付担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	滞納債権整理回収室長	徴収・納付担当課長	事後	
令和2年10月9日	部署名	市民サービス部徴収・納付担当	削除	事後	
令和2年10月9日	所属長の役職名	徴収・納付担当課長	削除	事後	
令和2年10月9日	対象人数	令和2年4月1日	令和2年8月1日	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	令和2年4月1日	令和2年8月1日	事後	
令和3年9月13日	対象人数	令和2年8月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月13日	取扱者数	令和2年8月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	法令上の根拠	68(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条)	事後	
令和3年12月24日	②法令上の根拠	照会:93、94(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)／提供:1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条)	番号法第19条第8号【照会】別表第二の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)【提供】別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条)	事後	
令和4年9月16日	対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月16日	取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年2月7日	②事務の概要	介護保険法等の規定に基づく、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務	介護保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)を認定するに当たり、住基情報、税情報、年金情報、介護サービス利用状況等をもとに、支給要件、支給額、保険料額、要介護(要支援)認定等について審査を行い、支給、賦課、徴収及び認定を行う。	事前	
令和5年2月7日	③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年9月21日	対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月21日	取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	